

## 1 1月28日付けの措置及び指定変更

【1月29日午前0時以降適用開始】

全ての国・地域からの帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間を、オミクロン株が支配的になっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者について、10日間から7日間に変更。

【1月29日午前0時以降適用開始】

10日間待機→6日間待機： アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

【1月31日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機： カザフスタン、サウジアラビア、スリランカ、セネガル、パナマ、バングラデシュ、ブラジル(アマゾナス州、マツグロツドスール州)、ルーマニア

3日間待機(非オミクロン株) → 3日間待機(オミクロン株)： ウズベキスタン、モンゴル

## 2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域 (0か国)

なし

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (26か国・地域)

アンゴラ、イタリア、英国、エスワティニ、オランダ、韓国、ケニア、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、スウェーデン、タンザニア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ナミビア、ノルウェー、フランス、米国(イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州)、ボツワナ、ポルトガル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

ベネズエラ

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (65か国・地域)

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、インド全土、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア全土、オーストリア、カザフスタン、カタール、ガーナ、カナダ全土、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、シエラレオネ、ジョージア、スイス、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、セネガル、タイ、チェコ、チュニジア、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ドミニカ共和国、ネパール、パキスタン、パナマ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル(アマゾナス州、サンタカタリーナ州、サンパウロ州、マツグロツドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州)、仏領レユニオン島、米国全土(上記(2)の州を除く)、ペルー、ベルギー、ポーランド、マルタ、メキシコ、モルディブ、モンゴル、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン、ロシア全土

ウクライナ、コスタリカ、スリナム、ハイチ、モロッコ

※「        」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計84)

※青字の国・地域及び緑字の国・地域からの入国者には、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、7日間の自宅等待機を求めている。